

# 第2次清須市男女共同参画プラン

## (骨子案)

令和3年8月  
清須市 生涯学習課



は じ め に (市長あいさつ)

# 目 次

<b>第1章 プランの策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 プラン策定の趣旨 .....	3
2 男女共同参画の歩み .....	4
(1) 世界・国の動向.....	4
(2) 愛知県の動向.....	7
(3) 清須市の動向.....	7
3 プランの期間.....	8
4 プランの位置づけ .....	8
(1) プランの根拠法.....	8
(2) 他計画との関連.....	9
(3) SDGs と清須市の取り組みについて .....	10
5 プランの策定体制.....	11
(1) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 .....	11
(2) 各会議等の開催.....	11
(3) パブリックコメント .....	11
<b>第2章 清須市の現状と課題</b> .....	<b>15</b>
1 統計に基づく清須市の現状.....	15
(1) 人口の状況 .....	15
(2) 世帯状況 .....	16
(3) 婚姻・出生の状況.....	17
(4) 就労状況 .....	19
(5) 女性の参画状況.....	21
2 男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要 .....	22
(1) 調査の概要 .....	22
(2) 男女共同参画に関する意識について .....	23
(3) 家庭の中での男女共同参画について .....	23
(4) 地域や社会の中での男女共同参画について .....	23
(5) 仕事での男女共同参画について .....	23
(6) DV（ドメスティック・バイオレンス）について.....	23
3 現行計画の成果目標達成状況と評価 .....	23
4 課題のまとめ.....	23
<b>第3章 プランの基本的な考え方</b> .....	<b>27</b>
1 プランの基本理念 .....	27
2 プランの基本目標 .....	28

3	SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた取り組みについて.....	29
4	施策の体系.....	30
<b>第4章</b>	<b>施策の展開.....</b>	<b>33</b>
基本目標1	人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり.....	33
基本目標2	政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大.....	35
基本目標3	家庭や地域社会における男女共同参画の拡大.....	35
基本目標4	男女がともに働きやすい就業環境の実現.....	35
基本目標5	福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり.....	35
基本目標6	あらゆる暴力の根絶.....	35
<b>第5章</b>	<b>プランの推進体制.....</b>	<b>39</b>
1	連携・協働によるプランの推進.....	39
（1）	庁内の推進体制.....	39
（2）	市民協働による推進体制.....	39
（3）	市民、関係団体、事業者との連携.....	39
2	プランの進捗管理.....	40
（1）	指標の設定.....	40
（2）	プランの進捗管理.....	40
<b>資 料 編</b>	<b>.....</b>	<b>43</b>
1	施策の成果目標一覧.....	43
2	策定委員会設置要綱.....	43
3	策定委員名簿.....	43
4	策定経過.....	43
5	用語解説.....	44
6	男女共同参画社会基本法.....	44
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）... ..	44
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）.....	44



# 第1章

## プランの策定にあたって



# 第1章 プランの策定にあたって

## 1 プラン策定の趣旨

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」における、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国の最重要課題の一つ」として位置づけられています。

少子高齢化や人口減少、人々の生活スタイルや価値観の多様化、地域社会の変化、社会経済情勢のグローバル化など、社会や経済が大きく変動する中、多様性に富んだ活力ある社会を形成していくためには、一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様性を認め、性別にかかわらず、家庭、職場、地域などそれぞれの場面において、その個性と能力を十分に発揮することが重要です。

近年の我が国では、平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が全面施行され、また、多様な働き方を選択できる社会の実現をめざして、平成30年7月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「働き方改革関連法」という。）が公布、平成31年4月より順次施行されました。それらを踏まえ、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取り組みが進められています。

しかし、我が国の女性の参画状況は進んでいる分野はあるものの、進展が未だ十分ではないとされています。令和3年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、諸外国と比較した順位が156か国中120位となり、主に政治分野、経済分野の進捗が遅れている結果となり、より一層の取り組みが求められています。加えて、性の多様性（SOGIEやLGBTQ等）に関する認識や自治体の取り組みが広まってきており、男女にとらわれない性の多様性についても検討する必要性が高まっています。

また、近年の災害発生状況から、防災分野での男女共同参画の取り組みや、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化したドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）の増加・深刻化や女性の雇用・所得への影響などに関心が高まっており、男女共同参画の視点を盛り込んだ対策が求められています。

清須市（以下、「本市」という。）では、男女共同参画社会基本法の趣旨、国や県の計画の趣旨を踏まえ、平成21年3月に第1次となる「清須市男女共同参画プラン」（以下、「第1次プラン」という。）を策定し、平成26年に計画の見直しを行い、男女共同参画にかかる様々な取り組みを進めてきました。

このたび、令和3年度をもって、第1次プランの計画期間が終了することから、近年の社会情勢や課題を踏まえ、今後さらに、あらゆる分野における男女共同参画を総合的かつ計画的に進めていくため、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる「第2次清須市男女共同参画プラン」（以下、「第2次プラン」という。）を策定することとなりました。

## 2 男女共同参画の歩み

### (1) 世界・国の動向

#### ● 1975（昭和 50）年～

国際連合（以下、「国連」という。）は、1975（昭和 50）年を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで開催した国際婦人年世界会議において「世界行動計画」を採択しました。それ以降、各国での男女共同参画に関する取り組みが急速に進み、1979（昭和 54）年には、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、同条約の中で、「女子に対する差別」が定義されました。

国内においては、「国際婦人年」を契機として、1975（昭和 50）年、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。1977（昭和 52）年には、向こう 10 年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

#### ● 1985（昭和 60）年～

「国際婦人の 10 年」の最終年にあたる 1985（昭和 60 年）にはナイロビ世界会議において、10 年間の成果の検討と評価を行うとともに、西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下、「ナイロビ将来戦略」という。）が採択されました。

国内においては、1985（昭和 60）年に女子差別撤廃条約を批准し、翌年 4 月「男女雇用機会均等法<sup>※1</sup>」が施行、さらに 1987（昭和 62）年には、「ナイロビ将来戦略」を受け、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

その他の法整備としては、1992（平成 4）年にすべての労働者を対象とした「育児休業等に関する法律（育児休業法）」が施行されました。

#### ● 1994（平成 6）年～

1995（平成 7）年には、北京で開催された第 4 回世界女性会議においては、国際社会がとるべき 12 の問題領域を設定し、女性の地位向上とエンパワーメントを前提に、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

国内においては、1994（平成 6）年に国内組織の充実強化を図るため、「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」と改め、総理府に「男女共同参画室」及び内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

男女共同参画審議会では、1996（平成 8）年に「北京宣言」及び「行動綱領」を受

---

※ 1 1972（昭和 47）年に制定された「勤労婦人福祉法」が、1985（昭和 60）年に改正し名称変更され「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」となり、平成 9 年に更なる改正を重ね、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」となりました。

けて「男女共同参画 2000 年プラン」を策定し、21 世紀初頭を目標とした施策の方向性が示されました。

また、1997（平成 9）年には、「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、それまでの努力義務規定が改められ、募集・採用、配置・昇進について、女性であることを理由とする差別的取り扱いが禁止されることとなり、また新たにセクシュアル・ハラスメントに関する規則等が盛り込まれました。

#### ● 1999（平成 11）年～

2000（平成 12）年には、ニューヨーク国連本部で国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、政治宣言並びに「北京宣言及び行動綱領を実施するための一層の行動とイニシアチブ」からなる成果文書が採択されました。

国内においては、1999（平成 11）年に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律を受け、2000（平成 12）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。国の組織としては、2001（平成 13）年 1 月に内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」が設置されました。

さらにその他、1999（平成 11）年には、それまで努力義務とされていた介護休業制度が義務化に改正され、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が施行されました。また、2000（平成 12）年には「ストーカー行為等の規則等に関する法律（ストーカー規制法）」、2001（平成 13）年に「DV防止法<sup>※2</sup>」が施行され、つきまとい等や、配偶者からの暴力に対する法律も整備されました。

#### ● 2004（平成 16）年～

2010（平成 22）年に国連総会決議により、ジェンダー分野における国連加盟国支援、国連システムのジェンダーに関する取り組みの主導、調整、促進を担う UN Women（国連女性機関：ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）の設立が採択されました。

国内においては、2007（平成 19）年に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、翌年には、内閣府男女共同参画局に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。また、同年、男女共同参画推進本部において、「女性の参画加速プログラム」が策定され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」「女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実」「意識の改革」の 3 つの取り組みを、一体的に実施することを施策の基本的方向として打ち出しました。

さらに、2014（平成 26）年、政府はすべての女性が輝く社会づくりを国の最重要

---

※2 DV防止法は、2001（平成 13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」という名称で施行され、2014（平成 26）年の法改正に伴い、名称変更され「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

課題に位置づけ、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、「すべての女性が輝く政策パッケージ」が策定されました。

その他の法律では、2014（平成26）年に施行された「DV防止法の一部を改正する法律」において、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされることとなりました。また、同年、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」が施行されました。

#### ● 2015（平成27）年～

2015（平成27）年の国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、そこに記載された2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際的な「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」（以下、「SDGs」という。）には、17の目標のうち5番目の目標として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられました。

2016（平成28）年のG7伊勢志摩サミットにおいて、G7首脳等は「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意し、他国にも同様の行動を促すことで一致しました。

国内においては、2016（平成28）年に仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現をめざし、働く女性の活躍を後押しする法律として「女性活躍推進法」が施行され、さらに2019（令和元）年に改正法が成立し、改正内容は2020（令和2）年から2022（令和4）年にかけて順次施行されています。また、2018（平成30）年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

その他の国内の動きとして、2017（平成29）年に、働き方改革実現会議において、働き方改革を実現させるための具合的な指針として「働き方改革実行計画」が策定され、翌年、「働き方改革関連法」が公布され、2019（平成31）年から順次施行されています。また、2015（平成27）年にSDGsが採択されたことを受け、2016（平成28）年に内閣総理大臣を本部長とした全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」が設置されました。

そして、2020（令和2）年12月、我が国における取り組みの進展が未だ十分でないことへの対応策や、2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等の問題、包括性のある社会の実現などを踏まえた「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

## (2) 愛知県の動向

愛知県では、1989（平成元）年に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的なあり方を示しました。その後、1996（平成8）年に県の男女共同参画社会づくりの拠点施設として、「ウィルあいち（愛知県女性総合センター）」を開設しました。

2001（平成13）年には、「男女共同参画社会基本法」及び国の男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定するとともに、2002（平成14）年には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県共同参画推進条例」が施行されました。

その後、2006（平成18）年には「あいち男女共同参画プラン21」を改定し、2011（平成23）年には、「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を、2016（平成28）年には「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されました。

さらに、あらゆる分野で女性が活躍するには未だ十分とは言えない状況や、2019（令和2）年以降の新型コロナウイルス感染症拡大などの社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえつつ、2021（令和3）年に「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定されました。

## (3) 清須市の動向

本市では、2007（平成19）年3月に、「基本構想」と「基本計画」からなる「清須市第1次総合計画」（計画期間：平成19年度～平成28年度）を策定し、2009（平成21）年10月の春日町との合併も踏まえ、「基本構想」を改定し、「基本計画」の中に「男女共同参画社会の推進」を盛り込み、2009（平成21）年3月には、国や県での男女共同参画に関する計画策定を受け、「清須市男女共同参画プラン」を策定しました。

策定にあたっては、2008（平成20）年1月に市民を対象に男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、本市の実態を把握しました。また、男女共同参画社会をめざすための施策を掲げ、市民協働による講演会の実施、家庭相談員、女性相談員を配置し、児童虐待や児童の養育問題などの相談やDVを含めた市の相談窓口の開設などの取り組みを進めてきました。

また、2014（平成26）年には、「清須市男女共同参画プラン」の策定から5年経過したことを受け、中間評価・見直しを実施しました。

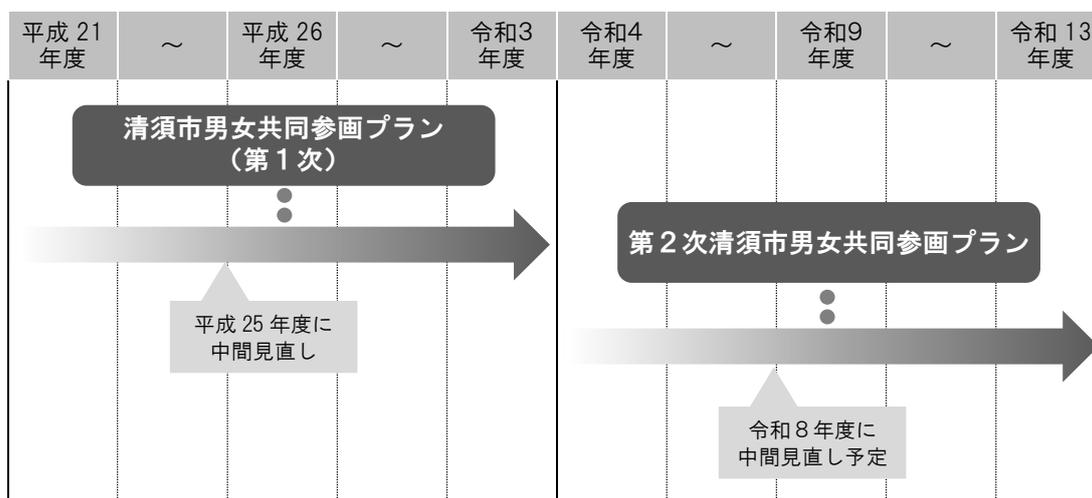
その後、2015（平成27）年には、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するために、学識経験者、関係団体等の代表者からなる「清須市男女共同参画推進懇話会」を設置し、プランの策定や推進、男女共同参画に関する重要事項等を審議してきました。

今後さらに、あらゆる分野における男女共同参画を総合的かつ計画的に進めていくため、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる「第2次清須市男女共同参画プラン」を策定しました。

### 3 プランの期間

第2次プランは、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改定により、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。

#### ■ 計画期間



### 4 プランの位置づけ

#### (1) プランの根拠法

第2次プランは、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づき、清須市において男女共同参画社会の実現をめざす計画です。

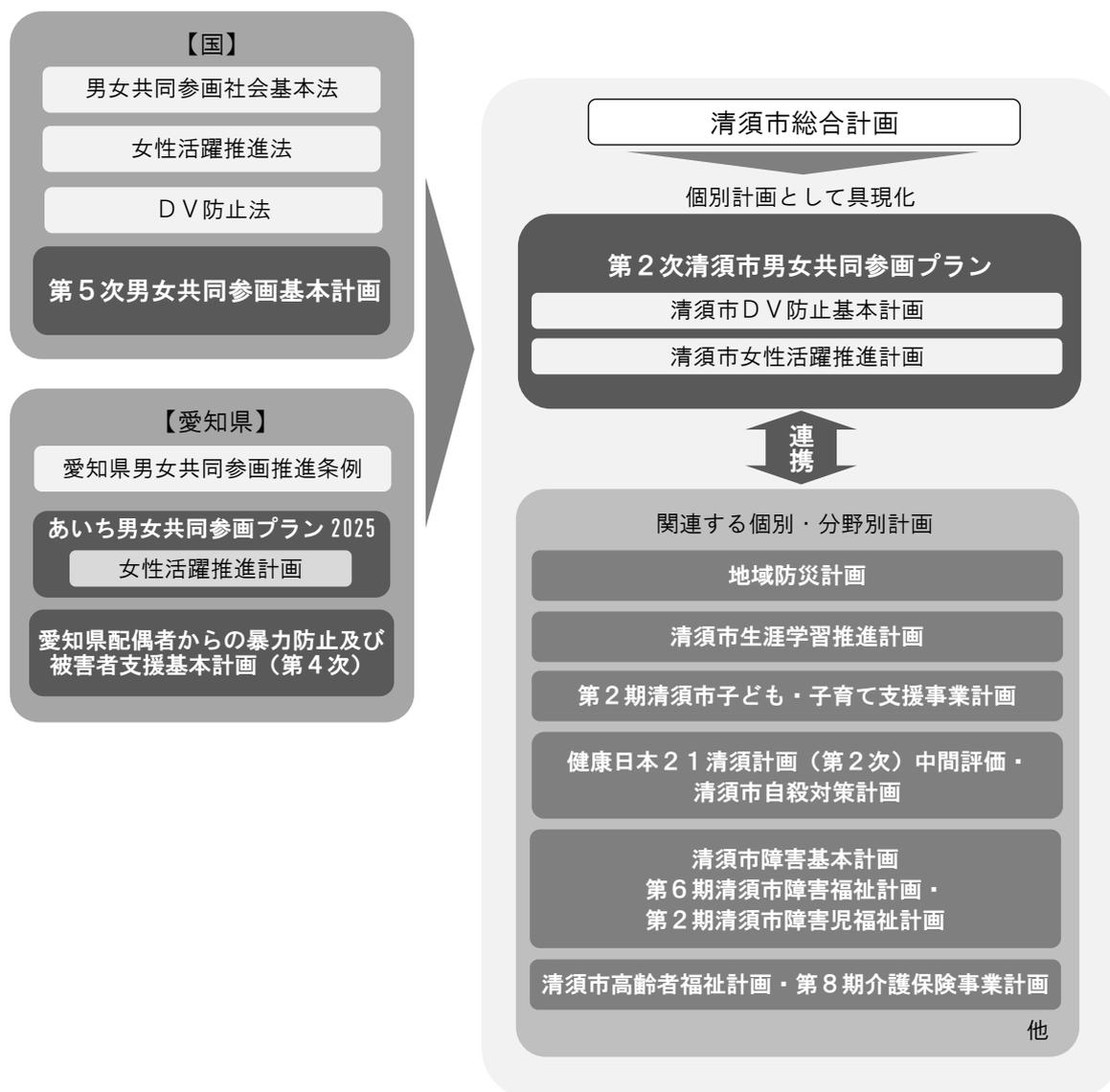
また、第2次プランの一部を「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」の第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、及び「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」の第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。

女性活躍推進計画の位置づけは現在未決定です。

(2) 他計画との関連

第2次プランは、「清須市総合計画」を上位計画とする部門別計画であり、関連する本市の各部門別計画との整合を図り連携し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

■ 他計画との連携イメージ



第3章に記載を変更する可能性があります。

(3) SDGsと清須市の取り組みについて

SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、17の国際目標と169のターゲット（指標）が掲げられています。17の目標のうち目標5では「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）平等の実現と女性（女兒）のエンパワーメント（能力強化）をめざしています。

我が国においては、SDGsを推進するための基盤整備として、2016（平成28）年に「SDGs推進本部」を設置し、同年12月に今後の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」を決定し、その後2019（令和元）年12月に実施指針を改定しました。

SDGsの考え方は第2次プランのめざすべき姿に当てはまるものであるため、第2次プランに掲げる施策の推進にあたってはSDGsの目標を意識して取り組み、男女共同参画社会の実現をめざします。



■ SDGs 17の国際目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 5 プランの策定体制

### (1) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

第2次プランの策定にあたり、本市に在住する市民の男女共同参画に関する意見・実態を把握し、プランの基礎資料とするために、令和3年7月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

現在、調査中

### (2) 各会議等の開催

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するために、学識経験者、関係団体等の代表者から構成される「清須市男女共同参画推進懇話会」を開催し、専門的な知見や意見交換など、プラン案についての審議・検討を行いました。

実施予定

### (3) パブリックコメント

第2次プランに対する市民の意見を広く聴取するため、令和●年●月～●月にかけて市のホームページ等において、プラン案の内容等を公表するパブリックコメントを実施しました。

実施予定



## **第2章**

### **清須市の現状と課題**



## 第2章 清須市の現状と課題

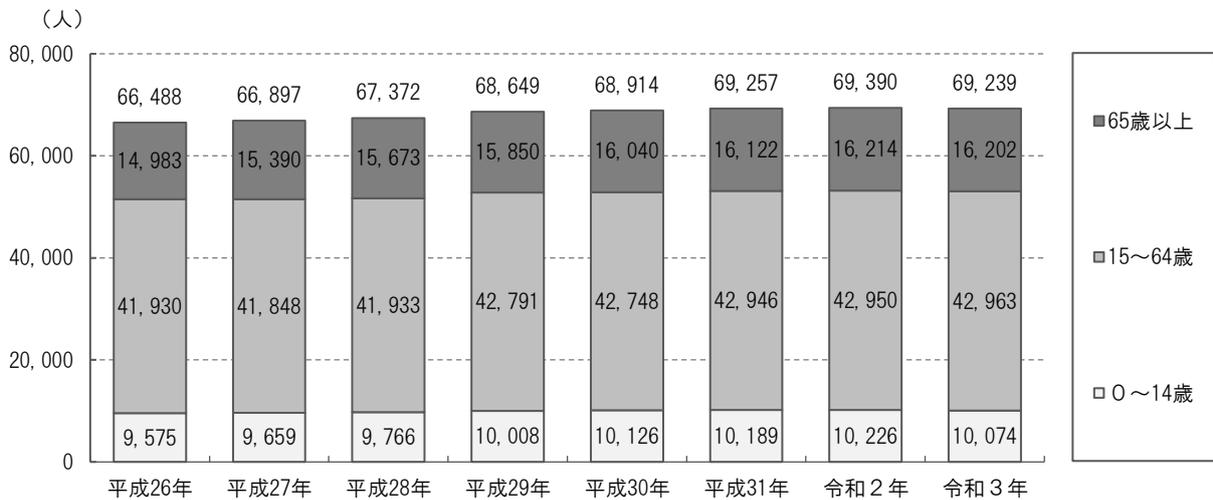
### 1 統計に基づく清須市の現状

令和3年のデータは10月1日現在のものが公表され次第、更新予定です。

#### (1) 人口の状況

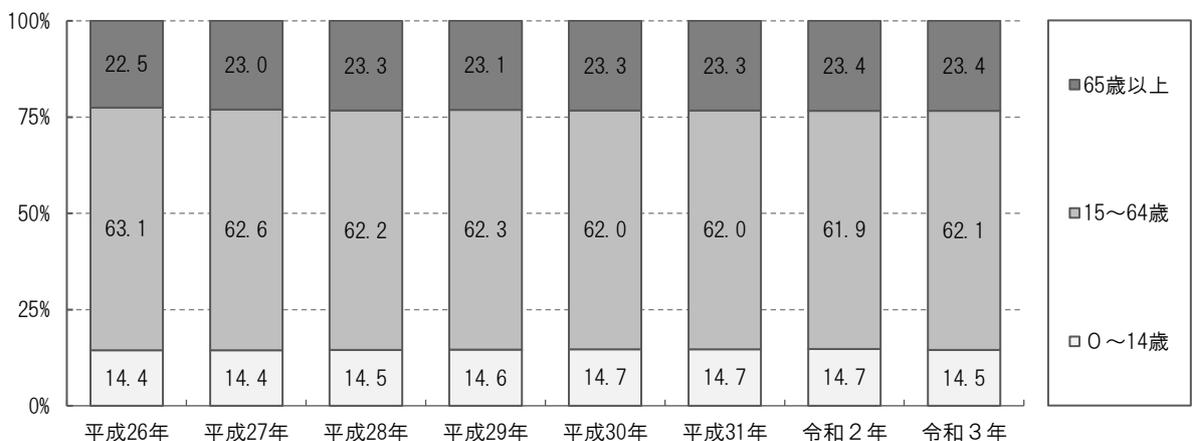
本市の総人口の推移をみると、平成26年から令和2年まですべての年齢階級において人口は増加傾向となっています。また、令和3年4月1日現在の総人口は69,239人で、令和2年より微減しているものの、生産年齢人口においては令和2年より微増となっています。

■ 総人口の推移（年齢3区分別）



資料：住民基本台帳  
(平成26年～令和2年は10月1日現在、令和3年は4月1日現在)

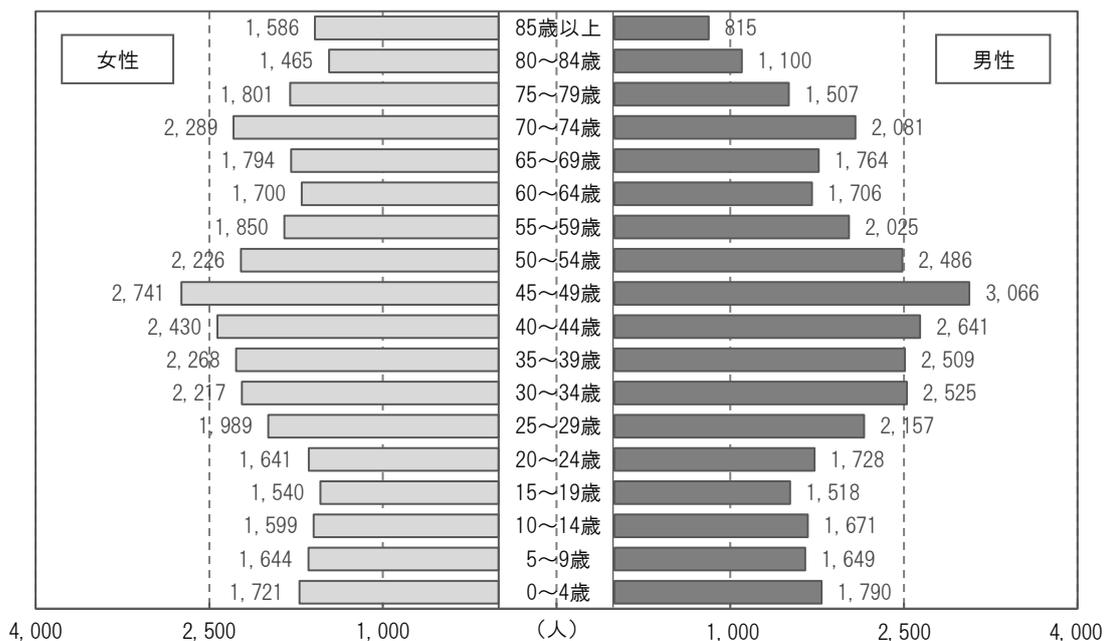
■ 総人口割合の推移（年齢3区分別）



資料：住民基本台帳  
(平成26年～令和2年は10月1日現在、令和3年は4月1日現在)

令和3年4月1日現在の人口ピラミッドをみると、30～40歳代の子育て・働き盛りの世代と、団塊の世代を含む70～74歳の人口が多くなっています。また、一般的に女性の方が、男性より平均寿命が長いとされるため、65歳以上のすべての年齢において、女性の人口が男性の人口を上回っています。

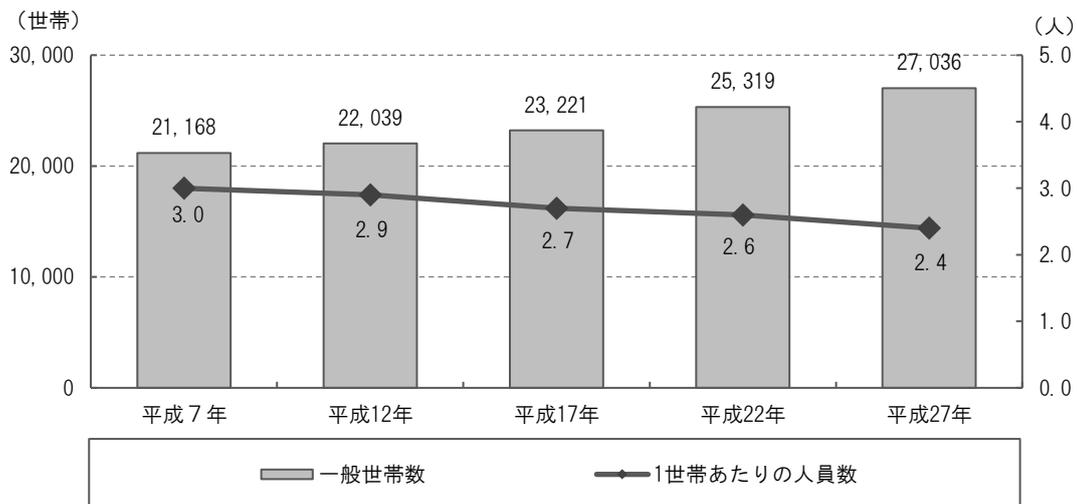
■ 人口ピラミッド（令和3年4月1日現在）



(2) 世帯状況

一般世帯数の推移をみると、平成7年から増加傾向で推移し、平成27年では27,036世帯となっています。一方、1世帯あたりの人員数は年々減少し、平成27年には2.4人となっています。

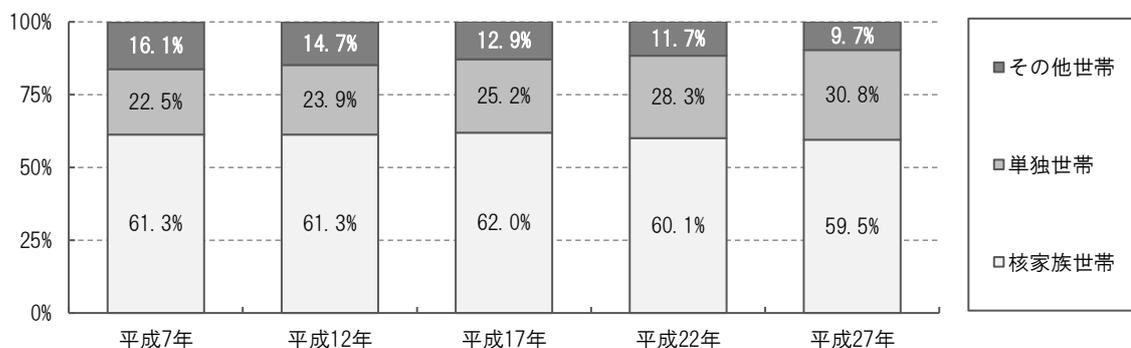
■ 一般世帯数・1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

家族類型別世帯割合の推移をみると、各年いずれも核家族世帯の割合が約6割を占め、最も高くなっています。一方、核家族世帯、その他世帯の割合は減少傾向にあります、単独世帯の割合は増加傾向で推移しています。

■ 家族類型別世帯割合の推移



資料：国勢調査

### (3) 婚姻・出生の状況

未婚率の推移をみると、男女ともに30代後半の未婚率は平成22年よりも低下しているものの、40代前半から50代後半にかけて未婚率が増加しており、晩婚化・未婚化が進んでいることがうかがえます。

■ 女性の未婚率

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成17年	98.5	87.1	53.3	28.6	16.0	9.3	5.9	4.3	3.2	2.8	2.7	3.9	3.5	2.9	1.3
平成22年	99.0	88.8	51.3	25.6	20.4	14.4	9.8	6.0	4.1	3.5	3.2	3.3	3.1	3.9	2.4
平成27年	99.4	88.5	52.8	27.4	17.6	17.7	13.6	8.8	5.6	3.7	2.8	2.8	2.5	3.1	2.9

資料：国勢調査

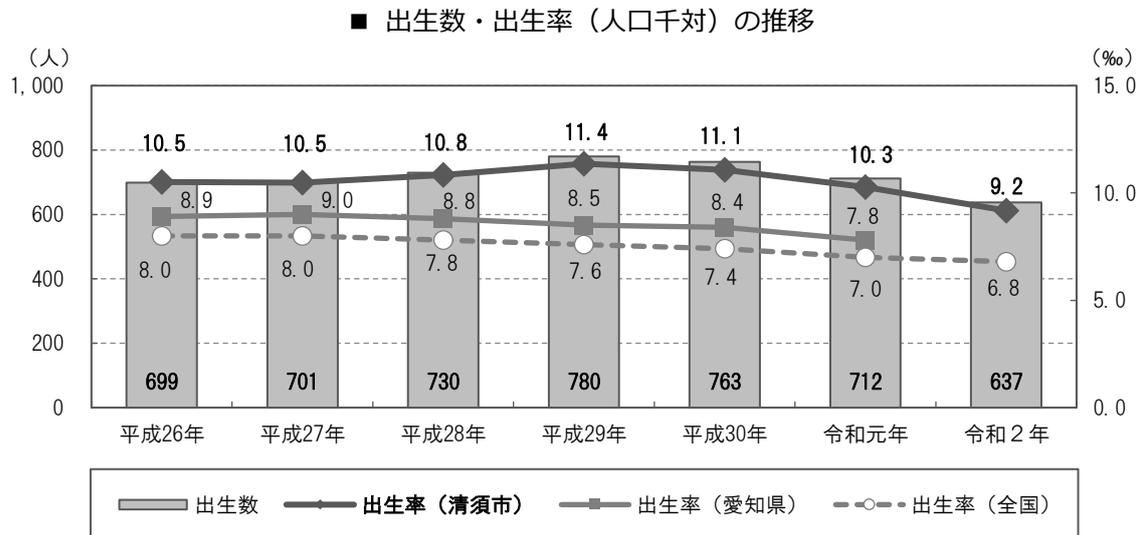
■ 男性の未婚率

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成17年	99.6	92.9	67.6	45.3	29.3	21.8	17.4	12.3	9.6	4.8	2.3	1.3	0.8	0.4	1.1
平成22年	99.5	94.0	67.0	41.9	34.7	26.9	23.0	17.4	13.3	10.0	5.2	2.3	1.4	1.7	0.8
平成27年	98.8	94.4	66.9	41.7	32.3	29.6	24.8	20.9	16.0	11.3	8.7	4.4	2.6	1.2	1.2

資料：国勢調査

出生数・出生率（人口千対）の推移をみると、平成26年から平成29年にかけて出生数・出生率ともに増加したものの、平成30年以降は減少し、令和2年の出生数は637人、出生率は9.2%となっています。

全国、愛知県の出生率と比較をすると、いずれの年も全国、愛知県よりも高い数値で推移しています。



資料: 全国 平成26年～令和元年は「令和元年(2019)人口動態統計(確定数)の概況」  
 令和2年は「令和2年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況」  
 愛知県 各年「2019年愛知県の人口動態統計(確定数)の概況」  
 清須市 各年「愛知県衛生年報」

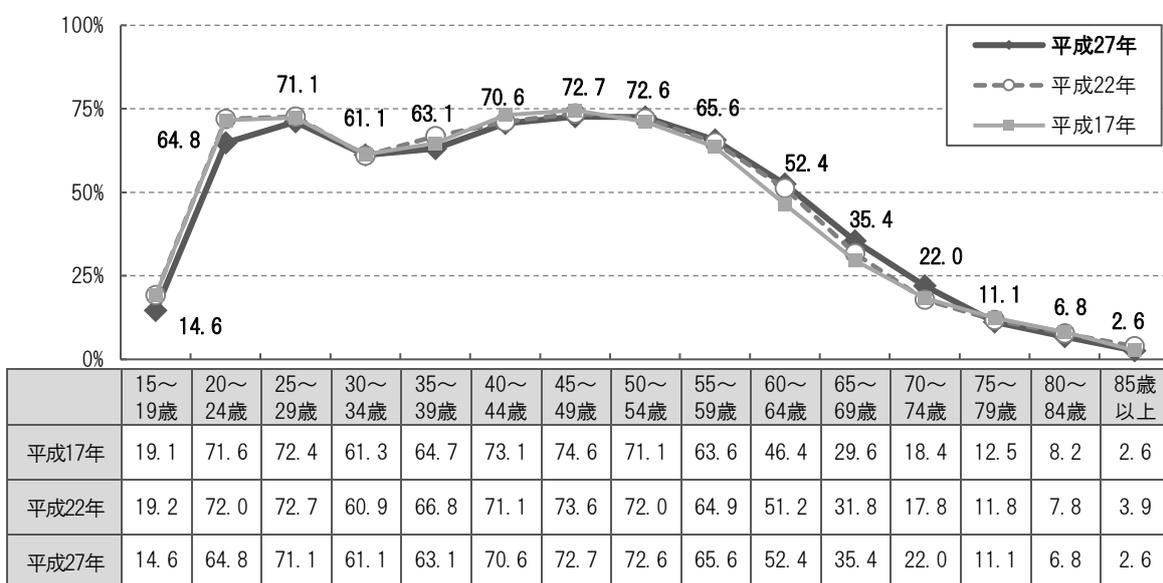
(4) 就労状況

女性の年齢階級別労働力率の推移をみると、20代後半から30代前半にかけて、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いています。

すべての年において、20代では約7割あった労働力率が、30代前半には6割台まで低下し、30代後半から50代前半にかけて再び7割台まで増加、50代後半から85歳以上にかけて再び低下する傾向となっています。

また、65～74歳までの労働力率が年々高くなっており、定年後も働く人が増加している一方で、15～24歳までの労働率は低下しており、女性の高等教育、大学進学率の影響がうかがえます。25～59歳までの労働力率に大きな変化はみられません。

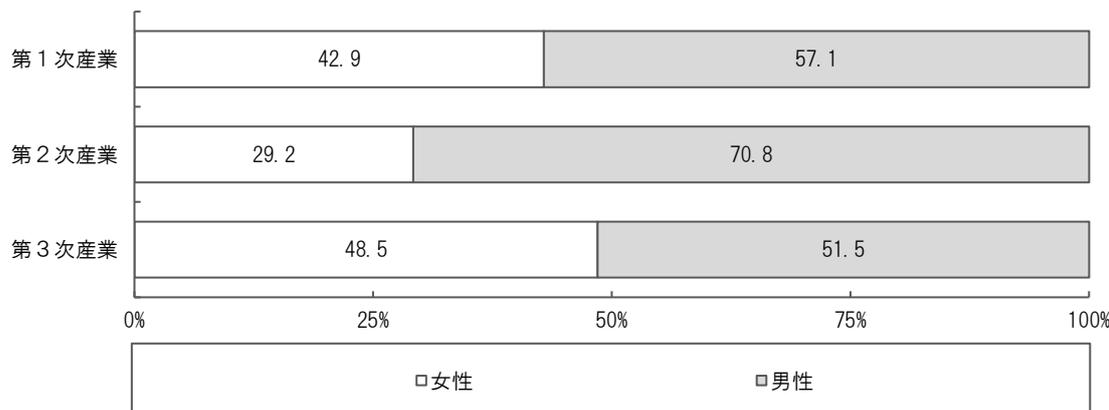
■ 女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査

産業分類別男女比をみると、第2次産業では男性の就業者が約7割を占め、女性の就業者は約3割と他の産業分類よりも低い割合となっています。

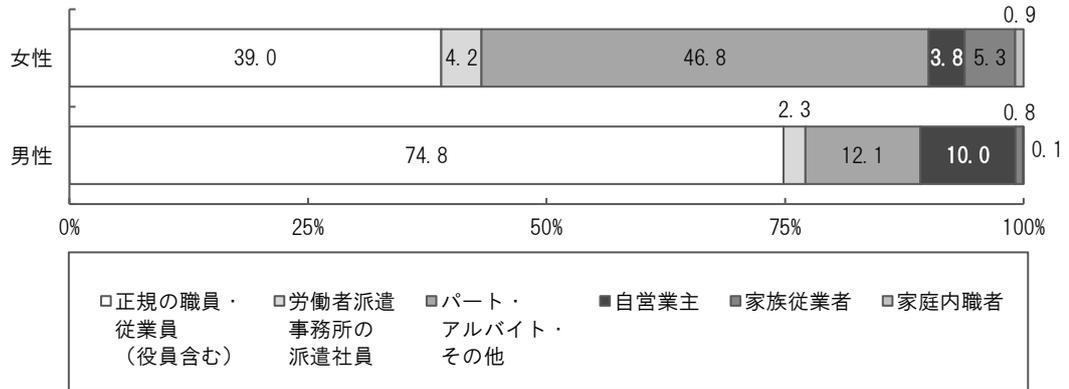
■ 産業分類別男女比（平成27年）



資料：国勢調査

男女別雇用者の雇用形態の状況をみると、女性では「パート・アルバイト・その他」の割合が約5割を占め、最も高くなっています。一方、男性では「正規の職員・従業員（役員含む）」の割合が約7割を占め、最も高く、「パート・アルバイト・その他」は約1割となっています。

■ 男女別雇用者の雇用形態の状況（平成27年）



※自営業主は「雇人のある業主」と「雇人のない」の合計

※家族従業者とは、農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族。

※家庭内職者とは、家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人。

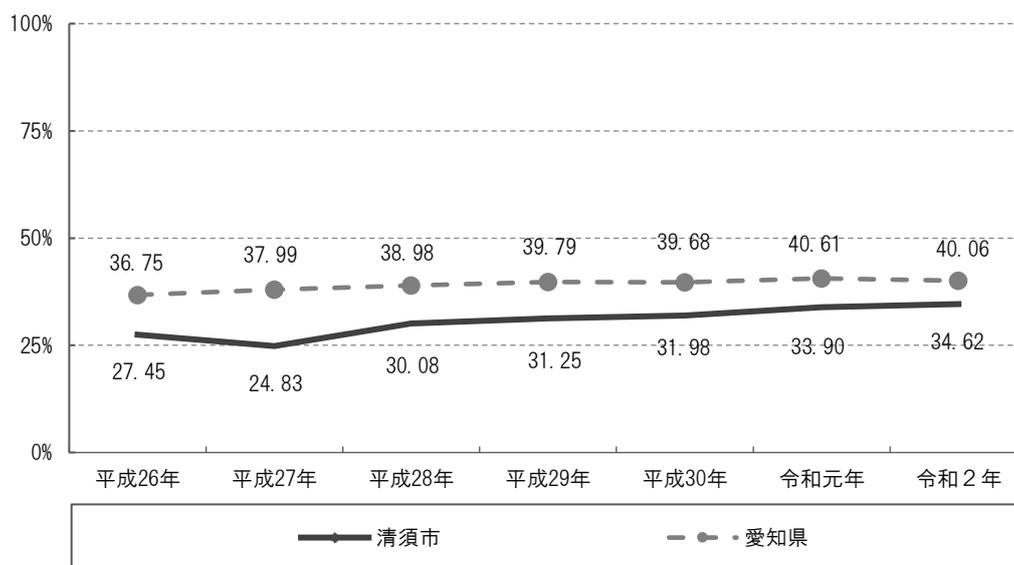
資料：国勢調査

(5) 女性の参画状況

審議会等に占める女性委員の割合の推移をみると、年々増加しており、令和2年は34.62%となっています。また、愛知県と比較すると、いずれの年も愛知県の数値を下回っています。

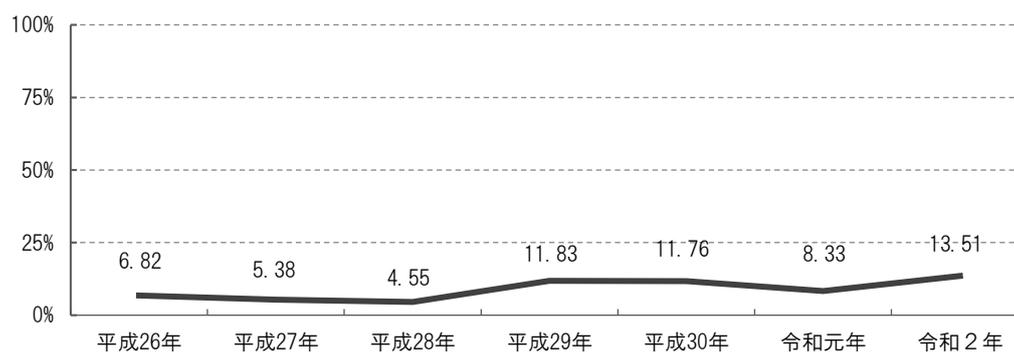
市職員における女性管理職登用率の推移をみると、平成29年には1割を超え、以降増加傾向で推移し、令和2年4月1日現在、13.51%となっています。

■ 審議会等に占める女性委員の割合の推移（経年比較）



資料：生涯学習課（各年4月1日現在）  
 県は「あいちの男女共同参画年次報告書」（各年4月1日現在）

■ 市職員における女性管理職登用率



資料：生涯学習課（各年4月1日現在）

## 2 男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

### (1) 調査の概要

#### ① 調査目的

本調査は、第2次プランの策定にあたり、満20歳以上の市民を対象に、男女共同参画に対する意見や実態を把握し、プラン策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### ② 調査対象者及び調査方法

調査対象者	令和3年6月1日現在、清須市に居住する満20歳以上の市民 2,000人を無作為に抽出
調査方法	令和3年7月2日～7月16日、対象者へ郵送にて調査

#### ③ 回収状況と有効回答

調査票配布数(人)	回収数(人)	有効回答数(人)	有効回答率(%)
現在、調査中			

#### ④ 電算処理について

集計表やグラフの%表示は小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合があります。

- (2) 男女共同参画に関する意識について
- (3) 家庭の中での男女共同参画について
- (4) 地域や社会の中での男女共同参画について
- (5) 仕事での男女共同参画について
- (6) DV（ドメスティック・バイオレンス）について

現在、調査中  
調査の集計・分析後、主に課題  
となる調査結果等をブラフや表  
を用いて記載予定です。

### 3 現行計画の成果目標達成状況と評価

第2次プランでは、本市における男女共同参画を効果的に推進していくために、計画の達成状況や主な取り組みの進捗状況を的確かつ客観的に判断できるよう、数値による進捗管理を行っています。

第2次プランでは、基本目標ごとに「成果指標」と「活動指標」を設定し、施策の成果目標として定期的に把握・評価をすることで、施策の推進における課題を明確化し、その後のより効果的な推進につなげます。

第1次プラン策定時に設定した目標値の達成状況は以下のとおりです。これらの結果から課題を把握した上で、第4章にて第2次プランにおける目標値を設定します。

調査結果・庁内ヒアリングの結果（施策評価）の結果を記載予定です。

### 4 課題のまとめ

基礎データ、調査結果、現行計画の評価から抽出された  
本市の課題を記載予定です。



## **第3章**

# **プランの基本的な考え方**



## 第3章 プランの基本的な考え方

### 1 プランの基本理念

現状や調査結果等を踏まえ内容は  
今後変更の可能性があります。

男女共同参画社会は、男女が、お互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

この男女共同参画社会の実現を図るためには、家庭、地域、職場などあらゆる分野において男女がお互いに理解し、個人としての個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

そのため、第2次プランでは、第1次プランの基本的な考え方を継承するとともに、社会情勢の変化や新たな課題に対応した取り組みを進めていくために、以下の基本理念を設定します。

基本理念

**みんなが認め合う  
男女共同参画社会をめざして**

現状や調査結果等を踏まえ内容は今後追加・変更していく予定です。また、女性活躍推進計画の位置づけの方法により記載内容も変更します。

## 2 プランの基本目標

### 基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

男女共同参画社会の認識を市民へ浸透するとともに、固定的性別役割分担意識の解消やジェンダー（社会的性別）への気づきを促し、ジェンダーの視点に立った行動を定着させるため、情報提供や学習の機会の拡充を図ります。

### 基本目標2 政策・方策決定過程への男女共同参画の拡大

あらゆる分野において、多様な価値観や新しい発想が取り入れられるよう、これまでの男性中心になりがちであった政策・方針決定過程において男女共同参画を推進し、男性も女性も積極的に取り組める環境整備を行います。

### 基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

家庭や地域社会において、男女が一緒に身近な課題について考え、行動できるよう、意識啓発や情報提供を行います。

### 基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

男女がともに、仕事と家庭・地域生活とのバランスを自らが望むかたちでとれることが重要です。このため、男女がともに働きやすい環境整備を進めるとともに、多様な働き方の推進や仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、職業能力の開発や再就職支援など、男女が生き生きと働ける環境づくりを進めます。

### 基本目標5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

男女共同参画の基盤となる心身の健康づくりに向け、福祉サービスの提供や健康づくりへの支援を充実し、生涯にわたり健康で安心して生活できる環境づくりを進めます。

### 基本目標6 あらゆる暴力の根絶（清須市DV防止基本計画）

本市におけるDV防止基本計画として位置づけ、DVなどあらゆる暴力の根絶、被害者支援、自立支援等の総合的な対策を進めます。また、児童虐待防止対策も含め、関係機関との連携を強化します。

### 3 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた取り組みについて

第1章の内容を第3章で記載する場合はこの部分に記載します。

## 4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策
<b>みんなが認め合う 男女共同参画社会をめざして</b>	<b>基本目標1</b> 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり	施策1 人権の尊重
		施策2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実
		施策3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
	<b>基本目標2</b> 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	施策1 市におけるポジティブ・アクションの推進
		施策2 女性のエンパワーメントへの支援
	<b>基本目標3</b> 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大	施策1 家庭や地域における男女共同参画の促進
		施策2 防災分野における男女共同参画の促進
	<b>基本目標4</b> 男女がともに働きやすい就業環境の実現	施策1 仕事と生活の調和（ライフ・ワーク・バランス）の推進
		施策2 雇用の分野における男女平等の推進
		施策3 女性のチャレンジ支援
	<b>基本目標5</b> 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり	施策1 安心して生活できる福祉サービスの充実
		施策2 生涯を通じた健康づくりへの支援
	<b>基本目標6</b> あらゆる暴力の根絶（清須市DV防止基本計画）	施策1 DVの防止に向けた情報提供や啓発
		施策2 相談・連携体制の整備・充実
		施策3 被害者に対する支援の推進

女性活躍推進計画を施策に盛り込んでいることを示す場合は施策体系図にどの部分が該当するかを記載します。

# 第4章

## 施策の展開



施策の展開の記載レイアウトサンプルです。調査結果や課題等を踏まえて、今後、記載内容を追加していきます。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

#### 課題

- 課題課題課題課題課題課題
- 課題課題課題課題課題課題
- 課題課題課題課題課題課題

第2章でまとめた課題のポイントとなる部分をここに箇条書きで記載予定

#### 成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
社会全体での男女平等感	市民意識調査において、「家庭生活」について「平等である」と回答した人の割合	●●%	●●%

目標値設定の考え方



#### 活動指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
街頭人権啓発活動回数	●か所/年	●か所/年
広報車による市内啓発広報活動回数	●回/年	●回/年
人権よろず相談実施回数	●回/年	●回/年
特設相談(人権擁護委員の日)	●地区	●地区

## 施策1 人権の尊重

男女共同参画社会基本法の理念に「男女の人権の尊重」が掲げられているように、誰もが性別による差別的な取り扱いを受けず、人権を尊重される環境を整備することは、男女共同参画社会を形成する基盤となります。……………

### 施策の方向

施策の方向性		具体的な取り組み	担当課
① 人権に関する啓発活動の推進	広く市民に人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物を配布し、啓発活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権擁護委員会による市内の主な商業施設での啓発活動</li> <li>●広報車による市内啓発広報活動の推進</li> </ul>	社会福祉課

⋮

## 施策2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

市民一人ひとりが「男女共同参画」について正しく内容を理解し、社会通念や習慣の中で形成された固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野において男女がともに個性と能力を十分に発揮することができるよう、対象の性別や年齢も加味しつつ、様々な啓発活動を行う必要が……。

### 施策の方向

施策の方向性		具体的な取り組み	担当課
① 広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。	●「広報清須」及び市のホームページを活用した情報提供の推進	生涯学習課

⋮

**基本目標 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大**

**基本目標 3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大**

**基本目標 4 男女がともに働きやすい就業環境の実現**

**基本目標 5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり**

**基本目標 6 あらゆる暴力の根絶**



## **第5章**

# **プランの推進体制**



## 第5章 プランの推進体制

前回踏襲していますが、今後の調査結果や課題等により内容は修正・追加予定です。

### 1 連携・協働によるプランの推進

第2次プランを実効性のあるものとして着実に推進していくためには、行政はもちろんのこと、市民や団体、事業所の役割を明確にし、連携・協力体制のもと、市全体で総合的・計画的に推進していくことが重要です。

#### (1) 庁内の推進体制

男女共同参画に関する取り組みは多岐にわたります。男女共同参画社会の実現をめざす上では、市職員一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、全庁的な協力体制を築きながら取り組みを進めていく必要があります。

生涯学習課を中心として関係各課と連携を図り、横断的に取り組む組織を立ち上げ、職員に対し、男女共同参画の視点の浸透を促進します。

#### (2) 市民協働による推進体制

行政と市民・関係団体・事業者などが連携し、積極的に進めていくためには、市民協働によるプランの推進体制・進行管理体制を確立する必要があります。

#### (3) 市民、関係団体、事業者との連携

市民、行政、事業者、関係団体、行政など各主体の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

地域や市全体が様々な分野で活発に活動が行えるよう、団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取り組みを促進します。

具体的には、課題解決に向けた情報共有に務めるとともに、女性の会やえみの会をはじめとする様々な関係団体等と連携した事業を行い、市全体の男女共同参画意識の高揚に努めます。

## 2 プランの進捗管理

前回踏襲していますが、今後の調査結果や課題等により内容は修正・追加予定です。

### (1) 指標の設定

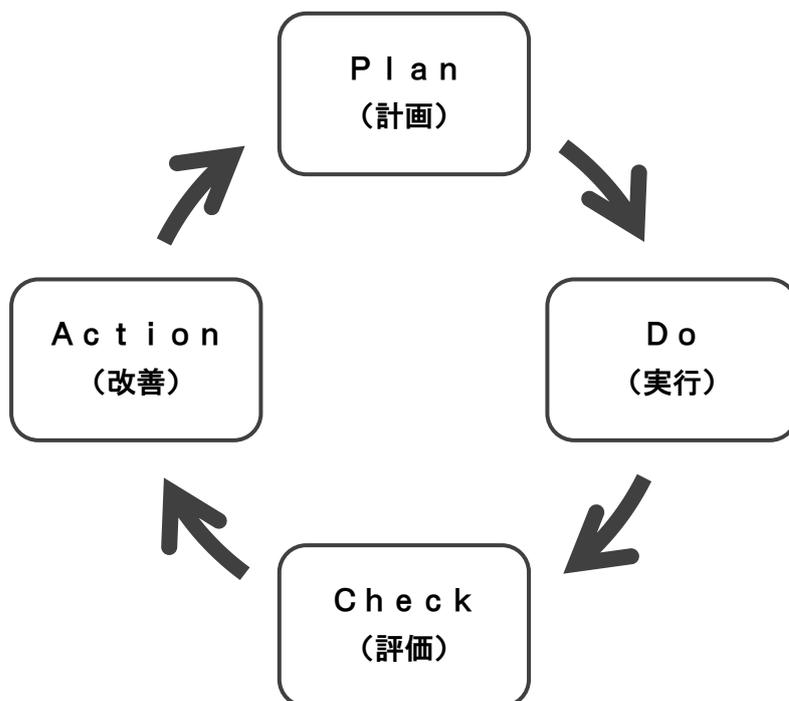
基本目標ごとに「成果指標」「活動指標」の設定を行い、毎年事業の実績、進捗状況を把握することにより、成果を客観的に評価します。

### (2) プランの進捗管理

第2次プランに位置づけた具体的な取り組みは、PDCAサイクルを活用しながら、毎年度、各担当課が進捗状況を把握・点検の上、評価を行い、必要に応じて取り組み内容の見直しなどの措置を講じていきます。

また、評価結果は「男女共同参画プラン懇話会」にて報告し、プランの実効性を高めるための提言をいただくことで、着実なプランの推進を図ります。

#### ■ PDCAサイクル



# 資料編



以下の内容を資料として、今後記載していきます。

## 資料編

### 1 施策の成果目標一覧

第2次プランにおける、令和13年度までの「成果指標」「活動指標」を一覧表としてまとめました。

記載サンプル

#### 基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

##### 成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
社会全体での男女平等感	市民意識調査において、「家庭生活」について「平等である」と回答した人の割合	●●%	●●%

##### 活動指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
街頭人権啓発活動回数	●か所/年	●か所/年
広報車による市内啓発広報活動回数	●回/年	●回/年
人権よろず相談実施回数	●回/年	●回/年
特設相談(人権擁護委員の日)	●地区	●地区

### 2 策定委員会設置要綱

設置要綱を原文のまま記載します。

### 3 策定委員名簿

表形式で会議構成員の名簿を記載します。

### 4 策定経過

表形式で本年度からの策定経過を記載します。

## 5 用語解説

50音順に用語解説を記載します。

## 6 男女共同参画社会基本法

法律の一部抜粋を記載します。

## 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

法律の一部抜粋を記載します。

## 8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

法律の一部抜粋を記載します。

奥付

## 第2次清須市男女共同参画プラン

発行日 令和4年3月

発行者 清須市

編集 清須市 教育委員会 教育部生涯学習課

住所 〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地

TEL 052-400-2911（代） FAX 052-400-2963

URL <http://www.city.kiyosu.aichi.jp/>